



年発0331第10号
平成26年3月31日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省年金局長

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の
施行等について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号。以下「改正法」という。）については、平成26年4月1日に施行され、年金福祉施設等の譲渡等を業務としていた独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「旧機構」という。）は、病院等の運営を業務とする独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）に改組されることである。（別添1参照）

また、以下の法令についても、本日公布され、平成26年4月1日に施行されることである。

- ・ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成26年政令第121号。以下「整備政令」という。）（別添2参照）
- ・ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第39号。以下「改正省令」という。）（別添3参照）

これらの内容等については別紙のとおりであるので、ご了知の上、新機構の業務の円滑な遂行へのご協力をお願いしたい。

なお、本件については、医政局とも協議済みであることを申し添える。

第1 新機構の概要について

改正法の施行に伴い、新機構の概要は次のとおりとなる。

1 名称

独立行政法人地域医療機能推進機構

2 目的

病院等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法に定める5事業、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与すること。

3 新機構の主たる事務所

東京都（東京都港区高輪3丁目2番12号）

4 役員

理事長1名、理事5名以内、非常勤理事5名以内、監事2名

5 業務の範囲（主な業務）

(1) 病院の設置及び運営

(2) 介護老人保健施設の設置及び運営

(3) 看護師養成施設の設置及び運営

(4) (1)～(3)の業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であって厚生労働省令で定めるものに係る業務

※ (1)～(3)の業務を行うために設置する施設（以下「施設」という。）については、新設してはならない。

6 施設の譲渡

新機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

7 財源措置の特例

新機構については、原則独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定は適用しない。

8 協議会の開催等

新機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

第2 整備政令の内容について

改正法の施行に伴い、以下の政令改正を行ったもの。

1 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正

- (1) 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令」としたこと。
- (2) 新機構の積立金の処分に係る承認の手續、国庫納付金の納付の手續並びに長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券に関し必要な事項等を定めたこと。
- (3) 次の法令の規定については、新機構を国の行政機関としてみなして、これらの規定を準用することとしたこと。
 - ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第5項
 - ・大麻取締法（昭和23年法律第124号）第22条の3第2項から第4項まで
 - ・医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項及び第6条
 - ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてこれらの規定の例による場合を含む。次項の表において同じ。）
 - ・司法書士法（昭和25年法律第197号）第68条第1項
 - ・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第63条第1項
 - ・覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の15第1項及び第4項、第34条の3第2項及び第3項、第35条第1項及び第3項、第36条並びに第37条
 - ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の5第1項及び第60条の2第2項から第4項まで
 - ・下水道法（昭和33年法律第79号）第41条
 - ・河川法（昭和39年法律第167号）第95条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）
 - ・母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項
 - ・登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項第3号
 - ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第4項及び第13条
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第13条
 - ・都市緑地法（昭和48年法律第72号）第37条第2項
 - ・看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第13条
 - ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第33条第1項第3号
 - ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年

法律第57号) 第14条

- ・特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) 第14条(同法第16条第4項及び第18条第4項において準用する場合を含む。)
- ・景観法(平成16年法律第110号) 第16条第5項及び第6項並びに第66条第1項から第3項まで及び第5項
- ・不動産登記法(平成16年法律第123号) 第16条、第116条及び第117条
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号) 第33条第1項第3号
- ・津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第76条第1項(同法第78条第4項において準用する場合を含む。)及び第85条(同法第87条第5項において準用する場合を含む。)
- ・医療法施行令(昭和23年政令第326号) 第1条(同条の表第7条第3項の項を除く。)、第3条第1項及び第4条の5(同条の表第3条の3の項及び第4条第2項の項を除く。)
- ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号) 第21条
- ・都市計画法施行令(昭和44年政令第158号) 第36条の3、第37条の2及び第38条の3
- ・看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成4年政令第345号) 第2条
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号) 第11条から第13条まで
- ・不動産登記令(平成16年政令第379号) 第7条第1項第6号(同令別表の73の項に係る部分に限る。)及び第2項、第16条第4項、第17条第2項、第18条第4項並びに第19条第2項
- ・景観法施行令(平成16年政令第398号) 第22条第2号(同令第24条において準用する場合を含む。)

2 土地区画整理法施行令等の一部改正

新機構の名称及び業務の変更に伴い、土地区画整理法施行令等について、所要の改正を行ったもの。

また、旧機構については厚生労働省年金局事業企画課が所掌していたが、新機構については厚生労働省医政局国立病院課で所掌することとなった。

3 経過措置

改正法の施行の日前に、旧機構が運営を委託していた病院等について、当該委託を受けていた者に対し医療法等に基づきした許可等は、新機構に対してした許可等とみなす等の経過措置を定めたこと。

第3 改正省令の内容について

改正法の施行に伴い、独立行政法人通則法、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成17年政令第279号）の規定に基づき、業務方法書の記載事項、中期計画の認可申請の手続及び記載事項その他業務運営に関する事項、新機構の財務及び会計に関する事項等について所要の改正を行ったもの。

第4 新機構の病院に係る書類等の引き継ぎ、申請書類の処理及び病床数の変更に係る事務について

第2の1（3）にあるとおり、医療法施行令第1条については、新機構を国の行政機関とみなして準用することとしており、新機構の病院については、平成26年4月1日より、国が開設する病院として医療法に基づく開設承認等の事務を厚生労働大臣（地方厚生局長）が行うこととなる。一方で、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、国が開設する病院等は、「国の開設する病院等の開設承認及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。」とされていることに留意が必要である。

また、事務処理にあたり、地方厚生局はまず、当該病院にかかる事務の取扱いを行っていた自治体に申請の可否判断に必要な書類の複写を請求することとし、当該複写で申請の可否を判断することが困難な場合には、直接、申請を行った病院に必要な事項を照会の上、対応することとされたい。

なお、その他新機構への移行に際して必要な事務処理の取扱いについては別途、都道府県宛にも通知を発出しているため、合わせて参照されたい。

また、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令第18条において読み替えて準用する医療法施行令第1条によって読み替えられた医療法第7条の2の規定により、新機構が地域医療計画に記載されている基準病床数を超える病床数の変更の承認の申請を行った場合、厚生労働大臣が承認しないことができることとされている。承認の判断に当たっては、厚生労働大臣は都道府県知事に対して当該地域の病床数の報告を求めるとともに承認の適否についての協議を行うこととしているので、ご了解願いたい。

第5 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途通知等が発出されない限り、新機構に対応した組織名、機関名、理事長名等については、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構」と、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長」とあるのは「独立行政法人地域医療機能推進機構理事長」と、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構法」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものである。なお、対応する「機構」等の略称や条番号についても同様とする。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十三号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「附則第三条第二項」の下に「又は第四条の二第二項」を加える。

第十九条中「七年間」を「七年以上の厚生労働大臣が定める期間」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十二条中「第十三条」の下に「及び附則第四条第一項」を加える。

附則第四条を次のように改める。

(業務の特例)

第四条 機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)の施行の日の前日までの間、第十三条に規定する業務のほか、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノニの事業の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるものの運営又は管理を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する施設に係る業務を第十四条第三号に定める勘定で整理するものとする。附則第四条の次に次の一条を加える。

(国の権利義務の承継等の特例)

第四条の二 厚生労働大臣が前条第一項の規定により施設を定めた場合には、その時において、当該施設に係る同項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

附則第八条中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第二条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法

目次中「第十五条」を「第十九条」に、「第十六条」を「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

第三十条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改め、以下この条において「国民年金法等改正法」という。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。又は国民年金法等改正法第三十条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号。第十四条第一号において「旧国民年金法」という。）（第七十四条）及び「第十四条第三号において同じ」を削り、「以下「年金福祉施設等」と総称する。の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する」を「並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の第五項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与する」に改める。

第四条中「千葉県」を「東京都」に改める。

第五条第一項中「金額」の下に「（附則第三条第二項又は第四条の二第二項の規定により出資があったものとされた金額を含み、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の第三項の規定により出資がなかったものとされた金額を除く。）」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第二項中「一人」を「五人以内」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

第八条を次のように改める。

（役員の内訳）

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十條中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改める。

第十三条各号を次のように改める。

一 病院の設置及び運営を行うこと。

二 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。

三 看護師養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。）の設置及び運営を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十三条に次の二項を加える。

2 機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下本則において「施設」という。）については、新設してはならない。

3 機構は、第一項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第一百五十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であつて厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（施設の譲渡）

第十四条 機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

2 機構は、前項の規定により施設を譲渡しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項の規定により施設を譲渡することとしたときは、当該施設を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができる。

4 機構が第一項の規定により施設を譲渡する場合における通則法第四十六条の二の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とするほか、必要な技術的調整は、政令で定める。

（施設別財務書類）

第十五条 機構は、毎事業年度、施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、その財務に関する書類（以下この条において「施設別財務書類」という。）を作成し、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならない。

3 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二十二條中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行った」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第二十六条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第二十七条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第二十二條及び第二十七條を削り、第二十一条を第二十六条とする。

第十九條及び第二十条を削り、第四章中第十八條を第二十五条とする。

第十七條中「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六條を第二十三条とし、第四章中同條の前に次の三條を加える。

（地域の実情に応じた運営）

第二十条 機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第二十一条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)
第二十二條 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十六條第一項の承認をしようとするとき。
- 二 第十七條第一項、第二項若しくは第六項又は第十八條第一項の認可をしようとするとき。
- 三 第三章第十五條の次に次の四條を加える。

(積立金の処分)

第十六條 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同條第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三條に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券)

第十七條 機構は、施設を設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十八條 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財源措置の特例)
第十九條 機構については、第二十一條第一項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、通則法第四十六條の規定は、適用しない。

附則第四條第一項中「平成二十三年法律第七十三号」を削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條並びに次條並びに附則第三條第一項(厚生労働大臣が定めることに係る部分に限る。)、第四條及び第十四條の規定は、公布の日から施行する。

(譲渡の推進)

第二條 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間、第二條の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(以下「旧法」という。)(第三條に規定する年金福祉施設等(次條において「年金福祉施設等」という。)であつて、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律百十号)第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第七十九條の施設であるものうち、厚生労働大臣が定めるもの)について、譲渡の推進に努めるものとする。

(業務の委託の継続等)

第三條 独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)は、第二條の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法(以下「新法」という。)(第十四條第三項の規定によるほか、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している年金福祉施設等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該年金福祉施設等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるもの)に限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができる。

2 前項の規定により運営を委託する年金福祉施設等に関する新法第十四條第一項の規定の適用については、同項中「譲渡する」とあるのは、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第三條第一項に規定する者に譲渡する」とする。

(経過措置)

第四條 施行日の前日において監事である者の任期は、旧法第八條第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第五條 施行日前に、旧法第十三條第一号の規定に基づく譲渡のために必要な手續として厚生労働省令で定めるものが行われていた場合における当該譲渡に係る手續及び国庫納付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(機構の在り方の検討)

第七條 政府は、施行日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制の確保の状況等を勘案し、国民が安心して地域で医療を受けられる体制の確立に資するとともに機構の業務運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、機構の役割及び在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(医療法の一部改正)

第八条 医療法(昭和二十三年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第八号を次のように改める。

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号又の次に次のように加える。

ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金

第百十一条第五項第一号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金

第百十一条第七項第一号へ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

(厚生年金保険法の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の三を次のように改める。

第二十九条の三 削除

(国民年金法の一部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条の五を削り、附則第九条の四の二を附則第九条の五とする。

(調整規定)

第十三条 施行日が介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日前日までの間における新法

第三条及び第十三条第三項の規定の適用については、新法第三条中「第八条第二十七項」とあるのは「第八条第二十五項」と、新法第十三条第三項中「第百十五条の四十七第一項」とあるのは「第

百十五条の四十六第一項」と、「第百十五条の四十六第一項」とあるのは「第百十五条の四十五第一

項」とする。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣 野田 佳彦

厚生労働大臣 細川 律夫

内閣総理大臣 菅 直人

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十一号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第四項、第十七条第二項及び第八項並びに第二十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令

第一条を次のように改める。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条第一項又は第三項に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十六条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第二条第一項中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）を「機構」に、「第十五条第一項」を「第十六条第三項」に、「当該事業年度」を「当該期間最後の事業年度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第三条から第十三条までを次のように改める。

（国庫納付金の納付期限）

第三条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する勘定等）

第四条 国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額の減少があったときは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該減少した出資金の額に乗じて得た額を、それぞれ減じた額）とする。

（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）

第五条 法第十七条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十七条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

(長期借入金又は機構債券の償還期間)
 第六条 法第十七条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の用途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。

(長期借入金の借入れの認可)
 第七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由
 二 長期借入金の額
 三 借入先
 四 長期借入金の利率
 五 長期借入金償還の方法及び期限
 六 利息の支払の方法及び期限
 七 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(機構債券の形式)
 第八条 機構債券は、無記名利付付きとする。

(機構債券の発行の方法)
 第九条 機構債券の発行は、募集の方法による。

(機構債券申込証)
 第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人地域医療機能推進機構債券申込証(以下「機構債券申込証」という。)にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。

3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構債券の名称
- 二 機構債券の総額
- 三 各機構債券の金額
- 四 機構債券の利率
- 五 機構債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 機構債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(機構債券の引受け)
 第十一条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機構債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替機構債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(機構債券の成立の特則)
 第十二条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

(機構債券の払込み)
 第十三条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

本則に次の四條、見出し及び二條を加える。

(債券の発行)
 第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)
 第十五条 機構は、主たる事務所に独立行政法人地域医療機能推進機構債券原簿(次項において「機構債券原簿」という。)を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構債券の発行の年月日
- 二 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号)
- 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)
 第十六条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(機構債券の発行の認可)
 第十七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 機構債券の発行を必要とする理由
 - 二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
 - 三 機構債券の募集の方法
 - 四 機構債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第三号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとする機構債券申込証
 - 二 機構債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
 - 三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 医療法施行令第四条の五 | 主務大臣 | とし、同条第六項の規定は、適用しない |
| 保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十二条の項 | 設置者 所管大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 その設置者 |
| 保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項 | 設置者 所管大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 の設置者 |
| 保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十五条第二項の項、第十七条の項及び第十九条の項 | 設置者 所管大臣 | その設置者 |
| 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条 | 主務大臣 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 不動産登記令第七条第二項 | 命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員 | 独立行政法人地域医療機能推進機構の理事が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人地域医療機能推進機構の役員又は職員 |

第十九条 政令以外の命令であつて厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第二条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百一号を次のように改める。

百一 独立行政法人地域医療機能推進機構(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法(平成十七年法律第七十一号)第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構を含む)。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十四 独立行政法人地域医療機能推進機構

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加え、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構」を削る。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第一号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十一号)附則第二項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成十二年政令第五百五十六号)第一号

四 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第三条第三項の法人を定める政令(平成十九年政令第三百四十四号)第一号

五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成二十五年政令第三号)第一号

六 国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成二十五年政令第二十二号)第二条第一号

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第五条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立高等専門学校機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正)

第六条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正)

第七条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十三 独立行政法人地域医療機能推進機構

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正)

第八条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 独立行政法人地域医療機能推進機構

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事。

第十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第三十九条の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
 十一 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。
 第二百三十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
 附則第六条に次の一項を加える。

7 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条に規定する業務の残務の処理が終了するまでの間、独立行政法人地域医療機能推進機構の行う当該残務の処理に関する事務をつかさどる。
 附則第九条に次の一項を加える。
 3 年金局事業企画課は、第二百三十条各号及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第七項に規定する期間、同項に規定する事務をつかさどる。

第二章 経過措置

第十一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が改正法第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）以下この項において「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等又は旧法附則第四条第一項に規定する施設であつて、旧法第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が施行日の前日においてその運営を委託していたもの（以下この条において単に「年金福祉施設等」という。）について当該委託を受けていた者（以下この条において「年金福祉施設等運営受託者」という。）に對してした同表の第三欄に掲げる指定、認可、承認、許可、免許又は登録は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が当該年金福祉施設等について独立行政法人地域医療機能推進機構（以下この条において「機構」という。）に對してした同表の第六欄に掲げる指定、認可、許可、承認、免許又は登録とみなす。

| | | | | | | | |
|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|----|
| 第一欄 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項 | 厚生労働大臣 | 第三欄 | 健康保険法第六十三條第三項第一号又は第八十八條第一項 | 厚生労働大臣 | 第六欄 | 指定 |
| 第二欄 | 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百三十条第一項 | 都道府県知事 | 第四欄 | 学校教育法第二百三十條第一項 | 都道府県知事 | 第五欄 | 認可 |
| 第三欄 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第五項 | 都道府県知事 | 第五欄 | 第一条の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年政令第二十七号）第十九号、以下この条において「施行令」という。）第十八条において読み替へて準用する児童福祉法第二十条第五項 | 厚生労働大臣 | 第六欄 | 指定 |

| | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|---|--------------------------------------|----|
| 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二條第三項 | 都道府県知事 | 許可 | 食品衛生法第五十二條第一項 | 都道府県知事 | 許可 |
| 温泉法（昭和二十三年法律第二十五号）第十五条第一項 | 都道府県知事 | 許可 | 温泉法第十五条第一項 | 都道府県知事 | 許可 |
| 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項 | 都道府県知事 （保健所を設ける市又は特別区にあつては市長又は区長） | 許可 | 旅館業法第三条第一項 | 都道府県知事 （保健所を設ける市又は特別区にあつては市長又は区長） | 許可 |
| 医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 | 医師法第十条の二第一項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十六条の二第二項 | 厚生労働大臣 | 指定 | 歯科医師法第十六条の二第二項 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）第二十一条第三号 | 厚生労働大臣 | 指定 | 保健師助産師看護師法第二十一条第三号 | 厚生労働大臣 | 指定 |
| 医療法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項 | 都道府県知事 | 承認 | 医療法第四条第一項 | 都道府県知事 | 承認 |
| 医療法第七条第一項若しくは第二項、第十二條第二項又は第二十七條 | 都道府県知事 | 許可又は認可 又は交付 | 施行令第十八条において読み替へて準用する医療法（昭和二十三年政令第三十六号）第一條の規定により読み替へられた医療法第七条第一項若しくは第二項、第十二條第二項又は第二十七條 | 厚生労働大臣 | 承認 |
| 医療法第十二條第一項ただし書 | 都道府県知事 | 許可 | 医療法第十二條第一項ただし書 | 都道府県知事 | 許可 |
| 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条 | 総務大臣 | 免許 | 電波法第四条 | 総務大臣 | 免許 |
| 電波法百条第一項 | 総務大臣 | 許可 | 電波法百条第一項 | 総務大臣 | 許可 |
| 生活保護法（昭和二十四年法律第四十四号）第四十九條又は第五十四條の二 | 都道府県知事 | 指定 | 施行令第十八条において読み替へて準用する生活保護法第四十九條又は第五十四條の二 | 厚生労働大臣 | 指定 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|------------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------------------|---|
| 電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第四十三条第二項 | 道路交通法(昭和三十一年法律第五十五号)第四十五条第一項ただし | 放射性同位元素等に関する放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)第三十一条又は第三十二条第二項 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第六十一条の八第一項) | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第六十一条の三第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第五十条第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第十二条第一項ただし書又は第二十三条第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第十四号)第三条第一項 | 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十二条第一項 | 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項 | 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第一四十四号)第五十一条、第十四条第一項又は第十九条第一項 |
| 経済産業大臣 | 警察署長 | 原子力規制委員会 | 原子力規制委員会 | 原子力規制委員会 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 | 道路管理者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| 許可 | 許可 | 許可 | 認可 | 許可 | 免許 | 許可 | 免許 | 許可 | 指定 | 許可 |
| 電気事業法第四十三条第二項 | 道路交通法第四十五条第一項ただし書 | 放射性同位元素等に関する放射線障害の防止に関する法律(第三十一条又は第三十二条第二項) | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第六十一条の八第一項) | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(第六十一条の三第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第五十条第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第十二条第一項ただし書又は第二十三条第一項) | 麻薬及び向精神薬取締法(第三条第一項) | 道路法(第三十二条第一項) | 施行令第十八条において読み替へて準用する覚せい剤取締法(第三十五条第一項) | 高圧ガス保安法(第五十一条、第十四条第一項又は第十九条第一項) |
| 経済産業大臣 | 警察署長 | 原子力規制委員会 | 原子力規制委員会 | 原子力規制委員会 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 | 道路管理者 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 |
| 許可 | 許可 | 許可 | 認可 | 許可 | 免許 | 許可 | 免許 | 許可 | 指定 | 許可 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|--|-----------------|----------------------|-----------------|---|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 健康増進法(平成十四年法律第三十号)第二十一条第一項 | 健康増進法(平成十四年法律第三十号)第二十一条第一項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十六年法律第十四号)第六十六条第十五項又は第十六項 | 介護保険法(第九十五条第二項) | 介護保険法(第九十四条第一項又は第二項) | 介護保険法(第五十八条第一項) | 介護保険法(第四十一条第一項、第四十一条第二項、第四十一条第三項又は第四十一条第四項) | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第十九条第一項) | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第七号)第十二条第一項 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(八条の三第一項) | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十一条の三第一項 | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法(第七号)第二十九条第二項 | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法(第七号)第二十九条第二項 | 母子保健法(昭和四十二年法律第四十一号)第二十条第五項 |
| 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長) | 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長) | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 市町村又は特別区の長 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 |
| 指定 | 指定 | 指定 | 承認 | 許可 | 指定 | 指定 | 指定 | 指定 | 登録 | 登録 | 指定 | 指定 | 指定 |
| 健康増進法(第二十一条第一項) | 健康増進法(第二十一条第一項) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第六十六条第十五項又は第十六項) | 介護保険法(第九十五条第二項) | 介護保険法(第九十四条第一項又は第二項) | 介護保険法(第五十八条第一項) | 介護保険法(第四十一条第一項、第四十一条第二項、第四十一条第三項又は第四十一条第四項) | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第十九条第一項) | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(第七号)第十二条第一項 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(八条の三第一項) | 社会福祉士及び介護福祉士法(第四十一条の三第一項) | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法(第七号)第二十九条第二項 | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法(第七号)第二十九条第二項 | 施行令第十八条において読み替へて準用する母子保健法(第二十条第五項) |
| 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長) | 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長) | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 市町村又は特別区の長 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 | 都道府県知事 | 厚生労働大臣 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 |
| 指定 | 指定 | 指定 | 承認 | 許可 | 指定 | 指定 | 指定 | 指定 | 登録 | 登録 | 指定 | 指定 | 指定 |

3 施行日前に年金福祉施設等運営受託者が年金福祉施設等についてした次の表の上欄に掲げる行為又は占有は、それぞれ、機構が当該年金福祉施設等についてした同表の下欄に掲げる行為又は占有とみなす。

| | |
|--|---|
| 下水道法第二十四条第一項の規定による公共下水道管理者の許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定による都市下水道管理者の許可に基づく行為 | 下水道法第四十一条の規定による公共下水道管理者又は都市下水道管理者との協議に基づく行為 |
|--|---|

4 施行日前に年金福祉施設等運営受託者が医療法第十八条ただし書の許可を受けた年金福祉施設等については、機構は、施行日において施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた同法第十八条ただし書の規定による通知をしたものとみなす。

附 則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 新藤 義孝
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 経済産業大臣 茂木 敏充
- 国土交通大臣 太田 昭宏
- 環境大臣 石原 伸晃

○厚生労働省令第三十九号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十二第一項第八号、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八條第二項、第三十條第一項及び第二項第七号、第三十三條、第三十四條第一項、第三十八條第四項並びに第四十八條第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三條第三項、第十五條第一項及び第十八條第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第一條第二項、第五條及び第十九條の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令
 (独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

第一条の二第一号中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。第十三条第一号)を「法第十三条第一号」に、「年金福祉施設等の譲渡又は廃止」を「病院の設置及び運営」に改め、同条第二号中「第十三条第二号」を「第十三条第一項第二号」に、「年金福祉施設等の運営又は管理」を「介護老人保健施設の設置及び運営」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加え、同条を第一条の三とする。

- 三 法第十三条第一項第二号に規定する看護師養成施設の設置及び運営に関する事項
- 四 法第十三条第三項及び第一条に規定する事業に係る業務の実施に関する事項

第一条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
 (機構が行う業務として厚生労働省令で定める事業)

- 第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八條第一項に規定する居宅サービス事業
 - 二 介護保険法第八條第二十三項に規定する居宅介護支援事業
 - 三 介護保険法第八條の二第二項に規定する介護予防サービス事業
 - 四 介護保険法第八條の二第十八項に規定する介護予防支援事業
- 第二条第一項中「、機構の成立後遡及なく」を「、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」に改める。
- 第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 法第十六條第一項に規定する積立金の処分に関する事項
- 第六条及び第七条を次のように改める。

(中期目標に係る事業報告書)
 第六条 機構に係る通則法第三十三條の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。
 (中期目標に係る業務の実績に関する評価の手續)
 第七条 機構は、通則法第三十四條第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。
 第八条第三項に次のただし書を加える。
 ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。

第九条を次のように改める。
 第九条 削除

第十条第三項を次のとおり改める。
 3 第一項の指定を受けた資産の減損については、第八条第三項ただし書の規定にかかわらず、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

第十条に次の二項を加える。
 4 厚生労働大臣は、第一項の指定を受けた資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されると認められるに至った場合には、その指定を解除することができる。
 5 前項の規定により指定を解除した資産に係る第二項又は第三項の規定により資本剰余金に対する控除として計上したものについては、当該指定が解除された日を含む事業年度以後、減価償却費又は固定資産減損損失として計上するものとする。

第十六条を次のように改め、同条を第二十條とする。
 (他の省令の準用)
 第十六条 次の各号に掲げる省令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五百九十九條第一項第六号
- 二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十四條から第十六條まで
- 三 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三條の二第一項及び第四十三條
- 四 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十條第一項及び第十條の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成九年法律第二百二十七号)附則第四條第二項において準用する場合を含む)においてこれらの規定の例による場合を含む)。
- 五 覚せい剤取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十号)第十四條並びに第十七條第一項第十六号及び第十七号
- 六 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)第二十一條、第二十三條第一項、第二十四條から第二十六條まで
- 七 医療施設調査規則(昭和二十八年厚生省令第二十五号)第十條の二第三項
- 八 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十二年厚生省令第十三号)第三條第一項第一号及び第六條第一項第一号
- 九 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第十二條及び第十三條
- 十 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二百一十六條第一項及び第四百十條の十五第一項
- 十一 医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第五百十八号)第二十條
- 十二 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三條第一項第四号(同令第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む)、第六十三條の二第一項及び第三項、第六十四條第一項第一号及び第四号、第六十八條第二項並びに附則第十五條第四項第一号及び第三号
- 十三 歯科医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三百三十三号)第二十條

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる省令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令第二十号 | 主管大臣 | 当該省令が定める施設用機関を開設する独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| 歯科医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令第二十号 | 主管大臣 | 開設者である独立行政法人地域医療機能推進機構 |
| | 開設者である独立行政法人地域医療機能推進機構 | |

第十五条を第十九条とする。
第十四条を次のとおり改め、同条を第十八条とする。
(通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産)

第十四条 機構に係る通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 土地及び建物
- 二 厚生労働大臣が指定する財産（前号に掲げるものを除く。）
- 第十三条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(長期借入金又は機構債券の償還期間)

第十六条 令第六条に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、厚生労働大臣は、施設及び設備の種類、使用期間その他の事項を勘案して、当該各号に定める期間とすることが適当でないときは、その期間を延長することができる。

- 一 施設 二十五年間
- 二 設備 十年間

(償還計画の認可の申請)

第十七条 機構は、法第十八条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 独立行政法人地域医療機能推進機構債券の総額及び当該事業年度において発行するもの引受けの見込み
- 三 長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券の償還の方法及び期限
- 四 その他必要な事項

第十二条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。」を「五年」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)

第十四条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(施設別財務書類)

第十二条 法第十五条第一項に規定する施設別財務書類は、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
附則に次の一条を加える。

(会計処理の特例)

第三条 平成二十六年三月三十一日（以下この条において「基準日」という。）において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（次項において「旧機構」という。）が所有する流動資産のうち販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産については、平成二十六年四月一日において、独立行政法人地域医療機能推進機構（次項において「新機構」という。）が固定資産として所有し、同日の時点により評価した価額として新機構の資産に計上するものとし、その評価額の額（当該評価した価額が基準日における価額を超える場合のその超える部分の額をいう。）については、損益計算上の収益には計上せず、当該額を資本剰余金から増額して整理するものとする。

2 新機構が、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号。以下この項において「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等又は旧法附則第四条第一項に規定する施設であつて旧機構が基準日においてその運営を委託していたものについて当該委託を受けていた者から寄附を受けた財産の額（当該財産が金銭以外の財産である場合にあつては、当該財産の受け入れた時における価額）については、損益計算上の収益には計上せず、当該額を資本剰余金から増額して整理するものとする。

(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
第三十条の三十三の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 独立行政法人地域医療機能推進機構

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(譲渡のために必要な手続)

第二条 改正法附則第五条に規定する厚生労働省令で定める手続は、改正法第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第三条に規定する年金福祉施設等の譲渡契約の締結とする。